（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第十八条　育児休業法第十二条第一項ただし書の人事院規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～五　（略）

六　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

七　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（人事院規則一九―〇の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの規則による改正前の規則一九―〇第四条（第五号に係る部分に限る。）及び第十八条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）	
一～十一　（略）	
十二　育児休業	
人事管理文書の区分	保存期間
（略）	（略）
規則一九―〇（職員の育児休業等） 第五条第二項（第六条第二項、第十条第三項（第二十二条（第三十	基準日 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間の終了した日の翌日
（略）	（略）

改正前	
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）	
一～十一　（略）	
十二　育児休業	
人事管理文書の区分	保存期間
（略）	（略）
規則一九―〇（職員の育児休業等） 第四条第五号又は第十八条第六号の育児休業等計画書	基準日 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間の終了した日の翌日
（略）	（略）